

石巻市総合計画策定本部専門部会の設置について

1 設 置

石巻市総合計画策定本部設置要綱第7条の規定に基づき、専門事項に関する調査検討を行う組織として、石巻市総合計画策定本部専門部会（以下「専門部会」という。）を設置する。

2 所掌事務

計画策定の全般的事項に関し、専門的な調査検討を行う。

- (1) 現行の石巻市総合計画の評価検証と課題の整理
- (2) 石巻市震災復興基本計画の評価検証と課題の整理
- (3) 総合計画の策定に必要な資料及び情報の収集
- (4) 各種行政分野の専門的な調査検討
- (5) 各種個別計画及び組織間の総合的、横断的な調整
- (6) 政策及び施策の体系化
- (7) 重点的施策の整理
- (8) 基本計画のとりまとめ
- (9) その他、策定に必要となる事項

3 構成等

- (1) 専門部会は、石巻市職員をもって構成する。
- (2) 各種個別計画との整合を図れるような人選とする。
- (3) 専門部会に、特定分野の事項について調査検討するため、6の部会を設置する。
 - ・ 地域コミュニティ部会
 - ・ 行財政推進部会
 - ・ 生活基盤整備部会
 - ・ 健康福祉医療部会
 - ・ 産業振興部会
 - ・ 教育文化部会
- (4) 専門部会の各部会には、部会のとりまとめと横断的な総合調整を行うため部会長を置き、部会の分野に精通した代表課長を充てる。

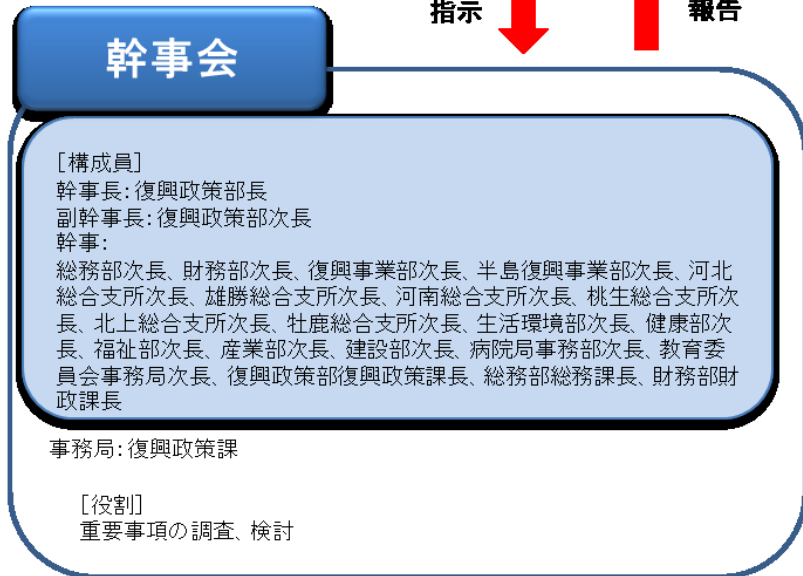
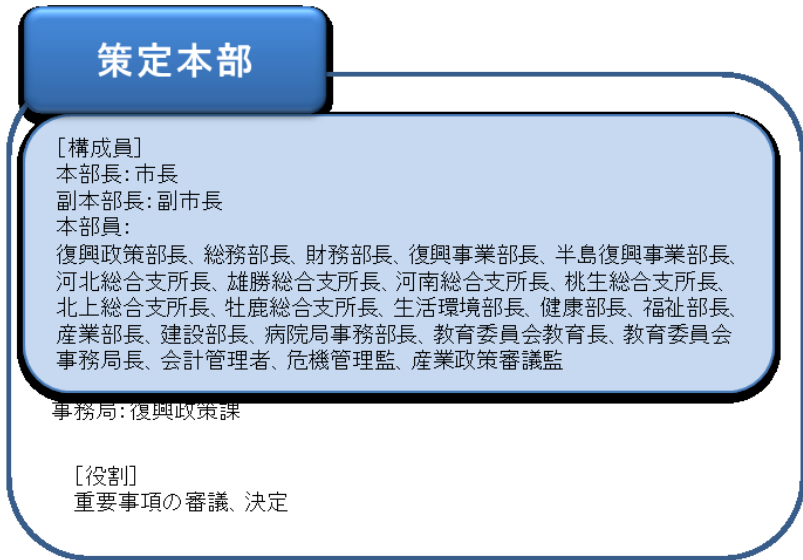
4 その他

- (1) 会議の開催は、部会毎に開催することとし、部会長が必要に応じて招集しその議長となる。必要があると認めるときは、部会員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。
- (2) 部会相互間の調整を行うため、部会長による合同会議を開催する。
- (3) 事務局として復興政策課職員が会議に同席し進行状況を管理する。

部会

部門名	部会長	関係する課（原則課長補佐で構成）
地域コミュニティ	地域協働課長	復興政策課、SDGs地域戦略推進室、震災伝承推進室、ICT総合推進室、地域協働課、地域振興課、東京オリンピック・パラリンピック推進室、危機対策課、防災推進課、情報システム課、各支所、各総合支所地域振興課
行財政推進	行政経営課長	秘書広報課、総務課、人事課、管財課、庁舎整備推進室、財政課、行政経営課、市民税課、資産税課、納税課、市民課、各総合支所地域振興課、各総合支所市民生活課、会計課
生活基盤整備	都市計画課長	基盤整備課、市街地整備課、区画整理課、集団移転推進課、半島拠点整備推進課、漁業集落整備課、環境課、廃棄物対策課、最終処分場建設推進室、都市計画課、高規格道路整備推進室、石巻駅周辺整備プロジェクト推進室、道路第1課、道路第2課、建築課、住宅課、建築指導課、下水道管理課、下水道建設課、河川港湾課、各総合支所地域振興課、各総合支所市民生活課
健康福祉医療	福祉総務課長	健康推進課、夜間急患センター、保険年金課、介護保険課、包括ケア推進室・包括ケアセンター、福祉総務課、生活再建支援課、障害福祉課、保護課、子育て支援課、子ども保育課、市民相談センター、虐待防止センター、各総合支所保健福祉課、病院局事務部病院管理課
産業振興	産業推進課長	産業推進課、商工課、観光課、水産課、水産基盤整備推進室、農林課、ニホンジカ対策室、農業復興推進室、各総合支所地域振興課、農業委員会
教育文化	教育総務課長	教育総務課、学校教育課、学校安全推進課、学校管理課、生涯学習課、複合文化施設開設準備室、体育振興課、各公民館、図書館

総合計画庁内策定体制図



指示 ↓ ↑ 報告

指示 → ← 報告

